

避難所のあり方について

1 避難所設置のあり方について

避難所		震災時	風水害時	
			発災前	発災後
指定避難所	開設要件	震度5弱・5強 ⇒開設の可否は 災害対策本部にて決定 震度6弱以上 ⇒自動開設	河川水位等が基準値を超えた 場合、または超える見込みが ある等、発災の恐れが生じた 場合 ※緊急一時的な避難場所として 水防本部で決定	自宅生活が困難な被災者が 多数発生した場合 ※開設場所は災害対策本部で 決定
	開設数	指定避難所 (区内全区立 小中学校73校) 区施設避難所(旧学校2)	避難情報と連動し、被災を 回避できる場所に立地する 避難所等を段階的に開設 (最大70か所)	被災地域や避難生活者数等 を勘案の上、必要な避難所 を開設
	受入可能人数	約100,000人 ※想定避難者数71,832人 (東京湾北部地震時)	約86,000人 ※「令和2年度板橋区大規模水害避難等対応方針」に 記載する避難所等の受入可能数の合計	
	運営体制	地域住民や区職員の共助に よる運営 ※学校職員は児童・生徒を 最優先し、補助的支援	区職員による運営 ※発災後は、被災状況により、地域住民等に協力を要請	
	感染症対策	避難スペース拡充 感染が疑われる者の 隔離スペースの確保 【備蓄物資】マスク・フェイスシールド・手指消毒液・隔離用テント・ 非接触型体温計・使い捨てビニール手袋	感染が疑われる者の隔離スペースの確保 健康福祉センター等への一時避難 在宅避難・縁故避難等の推奨	
福祉避難所	開設要件	協定に基づき、 <u>発災後の区からの要請</u>		
	開設数	受入可能な体制が整い、要請を 受託した施設(最大52施設)	<u>浸水区域外</u> で、受入可能な体制が整い、要請を受託 した施設(最大39施設)	
	受入可能人数	1,600人	1,127人	
	運営体制	協定締結施設職員による運営		
民間避難所	開設要件	協定に基づき、 <u>発災後の区からの要請</u> (都立・私立学校) ※指定避難所等の区施設のみでは対応が困難な場合に要請 ※水害時は浸水区域外施設のみ開設		
	開設方法	区職員による開設・運営 ※学校職員は児童・生徒を最優先し、補助的支援		

2 車両による避難の考え

車を利用しての被災者の対応については、発災時の都市部における自動車での避難は、車両事故のほか、渋滞による消火活動への影響や緊急物資輸送に支障をきたすなど、二次被害の可能性を高める。

したがって区としては、避難はお近くの避難所に徒歩で行っていただき、避難所に車を入れないことを原則としている。

風水害が想定される場合においても地震災害と同様の対応であり、早い段階での徒歩による避難を呼びかけていく。ただし、高齢者などの要配慮者の避難にやむを得ず車で避難してくることも想定されるため、受入条件等の整備も必要であると考えている。